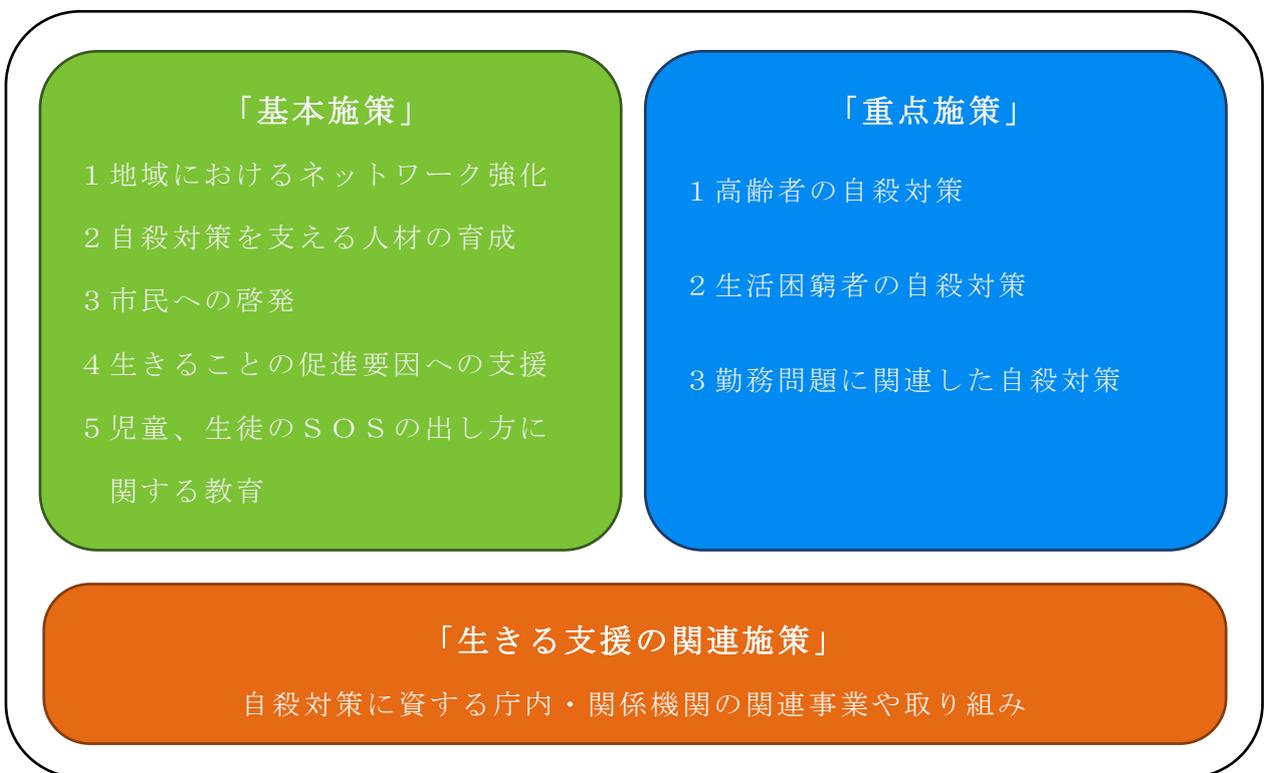


第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

1 いのち支える自殺対策における施策の構成

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、「いのち支える自殺対策」として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない5つの「基本施策」と、本市における自殺の特徴を踏まえ特に強化すべき取り組みとされる3つの「重点施策」、自殺対策に資する庁内・関係機関の関連事業をまとめた「生きる支援関連施策」で構成しています。



2 基本施策

【1 地域におけるネットワーク強化】

「いのち支える自殺対策」の推進のためには、地域の実情に沿った自殺対策を保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の連携のもと、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。本市においても、既存の連携体制も活用しながら支援体制の構築、ならびに対策を推進します。

(1) 関係者の連絡会やネットワーク会議において、問題解決や連携の取り組み

①庁内・庁外関係者で構成した自殺対策行動計画策定委員会を開催し、国や県の動向、自殺総合対策大綱、自殺対策基本法に基づき、本市の自殺対策に関する課題や効果的な推進についての検討を行います。そして、関係機関と連携を図り総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。(障がい福祉課)

②自殺対策関係部署から組織した作業部会を開催し、自殺対策の取り組みに関する事業内容の評価等を行い、横断的に自殺対策の推進を図ります。また、様々な分野における支援策の連携を円滑に行うため、相談担当職員等が情報交換を行います。(障がい福祉課)

【 2 自殺対策を支える人材の育成 】

直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上だけでなく、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成するため、幅広い分野での自殺対策教育や研修等を実施し、いのち支える自殺対策の実現を目指します。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及、ゲートキーパーの養成に取り組み、市民一人ひとりが支えあう地域づくりを目指します。

(1) 包括的な支援に関わっている支援者を対象とする人材育成

①庁内窓口職員、相談支援にあたる職員、社会福祉協議会、民間団体等へ向けたゲートキーパー養成研修会や、その他自殺対策に関する研修会等を実施します。

ア 自殺対策講演会やゲートキーパー養成研修会を開催し、関係機関に積極的に周知します。(障がい福祉課)

イ 庁内の職員研修等に自殺対策に関する内容を盛り込みます。(総務課)

ウ 自殺対策に関連する事業、困り事を相談できる窓口を一覧にまとめ関係機関と共有します。(障がい福祉課)

②庁内で行われている研修や教育委員会の生徒指導関連の研修に、自殺対策に関する内容やSOSの出し方に関する内容を盛り込みます。(学校教育課)

(2) 市民を対象とする人材育成

①一般市民へ向けたゲートキーパー養成研修会など自殺対策に関する研修会等を実施します。(障がい福祉課)

ア 自殺対策講演会やゲートキーパー養成研修会を開催し、マスコミや広報誌等を活用し周知します。(障がい福祉課)

【3 市民への啓発】

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、市民一人一人がそうした心情や背景への理解を深めることが必要です。

そのため、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であること、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であること、一人一人がゲートキーパーの役割を持っている(周りにいるかもしれない自殺を考えている人に気づき、傾聴し、必要に応じて相談に繋げられる)などの意識が共有されるよう啓発を行います。

(1) 市民への啓発

①9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間にあわせ、市役所等でポスターやパネル等を掲示し、職員や市民へ向けて周知・啓発を行います。(障がい福祉課)

②健康増進事業、母子保健事業、子どもの貧困対策事業、子ども家庭総合支援拠点運営事業など市内の関連事業や関係機関の相談窓口を一覧にまとめ、生きる支援に関する様々な相談窓口としてホームページ等へ掲示します。また、同窓口についてまとめたリーフレット等を作成し、各窓口に設置します。(障がい福祉課)

【4 生きることの促進要因への支援】

自殺リスクを低下させるには、将来への不安、借金、貧困、役割喪失感、いじめ等の「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに併せて、信頼できる人間関係、経済的な安定、やりがいのある仕事、地域との繋がり、自己肯定感など「生きることの促進要因」を増やす取り組みも推進していく必要があります。そのため、本市においても「生きること

の促進要因」と関連の深い様々な取組を幅広く推進していきます。

(1) 生きがい・居場所づくり

①市民の自主的な学習活動を支援し、生きがいづくりを推進します。

- ア 健康づくり推進員、食生活改善推進員、母子保健推進員などボランティア育成の取り組みを継続して推進していきます。(健康増進課)
- イ 自立支援教育訓練給付事業やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業を通して仕事に役立つ資格取得を支援します。(児童家庭課)
- ウ 生活困窮に陥った家庭の子どもの心身の成長や教育の機会の保障など、将来に向け貧困の解消を目指し、子どもの貧困対策事業で関係機関と連携し総合的に支援します。(福祉政策課)

②高齢者福祉計画及び、健康増進計画推進会議を通して各団体と連携し介護予防の推進と重度化防止の教室等を開催する中で、高齢者等が生きがいを見出すきっかけの場づくりを推進します。

- ア 転倒予防を目的とした運動教室、介護予防に資する知識の普及啓発や栄養改善を図ることを目的とした生き生き教室を継続して開催します。(高齢者支援課)
- イ 高齢者の居場所づくりや地域の繋がり支え合いづくりのため、地域住民が主体的に集い、活動を行う「通いの場事業」を支援します。(高齢者支援課)
- ウ 支援を必要とする高齢者やその家族等に対するリハビリテーション専門職による訪問指導を行うことで自立支援・重症化予防を図ります。(高齢者支援課)
- エ 特定健診や40歳未満の被保険者への健診等を通して、自己の健康管理に目を向け自分に合った健康への取り組みが行われるよう支援します。(健康増進課)

③子どもを安心して産み育てられることができる環境作り、切れ目ない支援を目的に「子育て世代包括支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら相談や訪問を実施することで、早期に子育ての悩み等のリスク軽減を図ります。

- ア 母子手帳発行や新生児訪問、乳幼児健診や健診後の個別支援等を通して、切れ目のない支援を行います。(健康増進課)
- イ 産後健診や産後ケア事業を通して、産後うつ予防・早期発見に務めます。また、必要な方は関係機関と連携して支援を行います。(健康増進課)

(2) 自殺リスクの早期発見と相談窓口へのつなぎ

- ①各相談窓口が連携し、相談者の困り事に応じた適切な相談窓口へ繋ぎあえる体制を整備します。
 - ア 身近な地域の民生委員・児童委員が、様々な課題を抱えた対象者を発見し、必要な支援につなぐことができるよう民生委員・児童委員の活動支援を行います。(福祉政策課)
 - イ 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように、健康・介護・福祉等の相談を受け、様々な面から総合的に支援を行います。(高齢者支援課)
 - ウ 妊娠・出産・子育てや自身の健康に関する各種相談に応じ、切れ目ない支援が受けられるよう保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、必要な情報提供や保健指導を行います。(健康増進課・児童家庭課)
 - エ 悩みを持つ児童、生徒や保護者については、学校や家庭と連携し相談窓口の紹介や必要と思われる支援を検討し、必要に応じて提供します。(学校教育課)
 - オ 障がい者等の福祉に関する問題について、当事者や家族へ福祉サービスの利用に関する情報提供及び助言を行います。また、支援を行うなかで必要と判断した場合は適切な関係機関へ繋ぎ、連携して支援にあたります。(障がい福祉課)

【5 児童、生徒のSOSの出し方に関する教育】

平成28年に改正された自殺対策基本法第17条において、「学校は、児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識を身につけるための教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育又は啓発、その他児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うこと」が努力義務として明記されました。

関係機関と連携し、児童、生徒が直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法を身につけるための教育の実現に向けた環境作りを進めます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

- ①児童、生徒や保護者がSOSに気づき、希求行動ができるように文部科学省、県からのパンフレット等の配布を行います。(学校教育課)

(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

- ①教室に入れない児童、生徒等の学習指導や教育相談を行います。また、生徒指導主任と連携し、問題行動や不登校等の実態把握、校外指導、統計資料の作成等、教育活動の支援を行います。(学校教育課)
- ②問題行動や様々な悩みを持つ児童、生徒の健全育成を支援するために必要な事項について相談を受け、児童、生徒、教師、保護者の問題解決を支援します。(学校教育課)
- ③定期的な問題行動等の実態把握、分析・考察を踏まえた未然防止及び再発防止に係る適切な指導を通して、生徒指導の充実に務めます。(学校教育課)

【基本施策の評価指標】

番号	指標	現状 (令和3年)	目標 (令和8年)	主な機関
1	自殺対策行動計画策定委員会の実施	なし	年1回以上	障がい福祉課 各関係機関
2	作業部会の実施	なし	年1回以上	障がい福祉課 各関係機関
3	職員へ向けた自殺対策講演会・ゲートキーパー養成研修会の開催	なし	各1回以上	障がい福祉課 各関係機関
4	市民へ向けた自殺対策講演会・ゲートキーパー養成研修会の開催	なし	各1回以上	障がい福祉課
5	生きる支援に関する相談窓口リーフレット等の作成	なし	ホームページへの掲載、各関係窓口にて配付	障がい福祉課

3 重点施策

本市においては、平成27年から平成31年（令和元年）までの5年間で34名（男性29名、女性5名）の方が自殺で亡くなっています。自殺総合対策推進センターによって作成された「地域自殺実態プロファイル2020」では、この方々に3つの特徴があると示されました。

【宮古島市の3つの特徴】

1 高齢者 2 生活困窮者 3 勤務・経営

この3つの特徴を本市における3つの重点施策と位置づけ、対策を推進していきます。

【1 高齢者の自殺対策】

本市の60歳以上の自殺者割合は47.1%（16名）と約半数を占めており、自殺死亡率の性別・年代別比較を見ると、70代、80代の男性は全国よりも高くなっています。

（p7図4参照）

また、令和3年3月に作成された「宮古島市高齢者支援計画及び第8期介護保健計画」の第6章5-④高齢者の所得段階別の割合と保険料段階【第8期計画における所得段階別の状況】にて、第1段階（生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、または、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方）の割合が39.3%と一番高くなっています。

高齢者は、配偶者や友人等との死別や離別、病気や役割喪失、失業（退職）等による収入の変化、介護負担の増加など複数の問題が連鎖的に重なりやすくなります。それが大きなストレスとなり抑うつや孤立状態に陥る危険があります。地域との交流が希薄な方は更に高リスクであると考えられます。そのため、問題を抱えたまま孤立している方を早期に発見できる体制や包括的な相談支援、見守り体制作りが必要です。また、高齢者が生きがいを持ちながら健康維持に励むことができる取り組み、社会参加ができる取り組みを推進していきます。

（1）高齢者福祉計画に基づく6つの施策の推進

①健康づくりと介護予防の一体的な推進

保健事業と介護予防の一体的な実施を図り、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境作りを推進します。また、随時適切な医療サービスや介護予防活動等につなげることで、疾病予防・重症化予防を促進します。（高齢者支援課）

②介護保険給付サービスの推進および適正化

今後、高齢化が一層進展していくと予想されるため、今後の介護保険サービスの需要や給付費を適切に見込み、介護保険制度の適切利用と持続可能性を確保していきます。（高齢者支援課）

③地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

医療・介護の連携強化、認知症施策の推進強化、介護人材の確保・育成等を通じて包括的支援体制を構築し、地域共生社会の実現に努めます。

包括支援体制の構築を目指すため、民間事業者やNPO法人・地域住民・ボランティア等が介護の役割を担える仕組みづくりや、介護職の定着に向けてやりがいを持って働ける取り組み等の検討、生活支援コーディネーターの確保、既設の「通いの場」の継続支援や設置拡大等に努めます。

また、民生委員・児童委員や自治会長、老人クラブ等への介護予防把握事業の周知とネットワークづくりに取り組みます。（高齢者支援課）

④認知症施策の推進

国の定める「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の正しい知識や認知症予防に関する普及啓発、早期診断・早期対応のための体制づくり、家族介護者への支援など、認知症の「予防」と「共生」を両輪とする施策を推進し、認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを進めます。（高齢者支援課）

⑤高齢者の社会参加と生きがいづくりへの支援

高齢者が地域でいきいきと生活できるように、多様な地域資源の活用や、社会福祉協議会やシルバー人材センターなど様々な関係機関との連携を図りながら、地域活動を通じた高齢者の生きがいづくりを推進します。（高齢者支援課）

⑥安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、権利擁護の推進や、防災・防犯・感染症等の対策を整備し、安全なまちづくりに努めます。（高齢者支援課）

【 2 生活困窮者の自殺対策 】

本市の平成 27 年から平成 31 年までの職業別自殺者数の構成割合を見ると、「年金・雇用保険等生活者」が 26% と一番高く、次いで、「その他の無職者（主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者であり、利子・配当・家賃生活者、浮浪者、その他の無職者のことを言う。）」が 23% でした。この 2 つに「失業者」9% を加えると 58% となり自殺者の半数以上を占めます。（p9 図 6 参照）

また、前項の高齢者の自殺対策でも述べたように、本市の高齢者の所得段階別の割合は第 1 段階（生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、または、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が 80 万円以下の方）の割合が一番高いです。

自殺総合対策大綱において、生活困窮者は複合的な問題を抱えていることが多いとされており、厚生労働省の委託を受け自殺実態 1000 人調査を行った NPO 法人ライフリンクは「様々な課題が複雑に絡み合ってくると適切な相談窓口にたどり着けなくなるリスクが高まり、課題解決が困難であればあるほど支援利用者自身が解決を諦めてしまうことがある。また、専門機関への相談では、一度で解決しないことや、より適切な相談機関が見つかることもある。そうした、つなぎのタイミングに相談が途切れるリスクが高まる」と、「複合的な課題を抱える方は関係性の貧困さにも陥りやすい」と言っています。

このことから、生活困窮者は様々な問題を抱え孤立しやすく自殺のリスクが高いと考えられるので、生活困窮者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないよう、各種相談機関等の連携の推進ならびに居場所づくりや生活支援の充実等を推進していきます。

（1）生活困窮に係る各種相談機関等の連携の推進

①生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）

生活困窮者及びその家族、その他関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供や、関係機関への同行訪問、連絡調整等を行います。（福祉政策課）

②子どもの貧困対策事業

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会等が保障されるよう、子どもの貧困の解消に向けて総合的な対策を行います。（福祉政策課）

③生活保護相談業務

市民又は要保護者（生活困窮者）からの相談を受け、他法他施策等の活用や生活保護制度の利用等について十分な理解が得られるよう説明を行い、相談者の状況に応じ各種支援機関や生活保護制度の利用に繋げ、生活困窮からの脱却を支援します。（生活福祉課）

④DV・女性保護対策等支援事業

家族、離婚問題、経済的な悩み、配偶者からの暴力等の相談に女性相談員が支援対応し、必要に応じて関係機関の紹介や問題に応じた連携支援を行います。（児童家庭課）

⑤スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりする等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。（学校教育課）

（２）居場所づくりや生活支援の充実

①生活保護各種扶助事務

被保護者に対し、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の８種類の扶助費を支給するとともにケースワーカーによる自宅訪問や面談等を通じ、被保護者の現状に応じた健康で文化的な生活を営むための助言・指導等を行うことで自立助長につなげます。（生活福祉課）

②助産施設入所制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦が、指定の助産施設で入院助産を受けられるよう支援します。（児童家庭課）

③子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間宿泊を伴った養育を行うことで、児童及びその家族の福祉の向上を図ります。（児童家庭課）

④子育て支援センター

乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置し、子育てに関する負担軽減を図ります。(児童家庭課)

【3 勤務問題に関連する自殺対策】

本市の平成27年から平成31年までの職業別自殺者数の構成割合から、勤務者を見ると、被雇用・勤め人21%、自営業・家族従事者18%という結果でした。(p9図6参照)自営業・家族従事者の割合について沖縄県は9.3%となっており、本市は県に比べて約2倍高く、宮古島市内の規模別事業所、従業者割合を見ても、19人以下の事業所数が94%という結果がでています。(p10図7参照)

従業員の少ない事業所の課題として考えられるのが、職場内でのメンタルヘルス対策です。メンタルヘルス対策が努力義務とされている企業・事業所がほとんどの本市において勤務問題の現状や対策について周知・啓発活動の強化は重要だと考えます。そのため、勤務の悩み、健康の悩みを抱えた方に適切な相談先が周知され必要な支援に繋がることのできる体制作り、必要なときに実践できるよう職場内におけるメンタルヘルス対策の啓発を継続して推進していくことが必要です。

(1) 勤務の悩み・健康の悩み等を抱えた方の相談について

①特定健診・40歳未満の被保険者の健診事業

特定健診や40歳未満の被保険者への健診の受診者、重複多受診者のなかに心身の不安を訴える方や地域で孤立している方がいたら、相談に応じ、関係機関と連携し必要な支援を行います。(健康増進課)

②対面型相談事業

相談者を精神保健分野に関する専門的な手法をもつ専門員に繋ぎ、具体的かつ適切な個別アドバイスを受けることにより、精神保健の向上を図ります。(障がい福祉課)

(2) 職場内におけるメンタルヘルス対策の啓発

①健康増進計画推進会議

健康増進計画推進会議の開催を通して、経済・保健・医療・福祉・教育・マスコミ・行政などの各団体と、健康に関する現状や課題を共有し、今後の各職場での取組

等を検討します。(健康増進課)

- ②労働基準監督署やハローワーク等と連携し、企業におけるメンタルヘルス対策の推進や健康増進・自殺予防に係る情報について普及啓発を行います。(障がい福祉課)

【重点施策の評価指標】

番号	指標	現状 (令和3年)	目標 (令和8年)	備考
1	メンタルヘルスに関する市民の意識調査の実施	なし	1回以上	自殺対策行動計画の取り組み評価のため
2	作業部会にて関連施策等の取り組みについて活用例や課題の共有	なし	年1回以上	
3	企業におけるメンタルヘルス対策の推進、健康増進・自殺予防に係る情報等の普及啓発	なし	年1回以上	

4 生きる支援の関連施策（庁内・庁外関係機関の事業一覧）

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
1	生活福祉課	被保護者健康管理支援事業	保健師等の専門職により保護受給者の健康課題を把握し、市実施の健診の未受診者への健診受診勧奨や医療機関への適切受診について助言・指導等を行う。	生活保護受給者	健診未受診者や健康面に不安のある保護受給者に対し、保健師等被保護者健康管理支援員による健診受診勧奨や体調確認を実施する。この支援により、自らの健康状態の把握や適切な通院治療に繋げ、生活習慣病や傷病の重篤化予防を図ることで、心身の安定や自立を助長する。
2	児童家庭課	放課後児童クラブ利用料負担軽減補助金	共働き家庭等の小学生が安心して過ごせる居場所の提供で、利用料の負担軽減を行う。	共働き家庭等の児童（小学生）	保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。
3	児童家庭課	利用者支援事業 子育て支援冊子 子育てマップ	福祉・医療・保健・教育などの子育て情報に関する支援制度や各種の相談窓口など、子育てに役立つ情報を一冊にまとめた子育て情報ブックを作成し配布する。	子育て関連情報を必要としている方	妊娠、出産や子育てに関する各種施策や相談窓口などを掲載しており、住民に対する相談機関の周知の拡充を図る。

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
4	児童家庭課	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が行う会員制相互援助活動を支援する。	依頼会員・提供会員ともに宮古島市に住所を有する方で、提供会員は市の講習会を受講された方	会員の育成研修で、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援に繋げる等、気づき役・つなぎ役を担えるようになる可能性がある。
5	児童家庭課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭の保護者で児童（18歳に達する年度末までの子）を養育する方	扶養手当の支給機会が、自殺のリスクを抱えている可能性がある方々との接触窓口になり得る。
6	児童家庭課	母子父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭医療費を助成する。	ひとり親家庭の保護者または児童（18歳未満）	医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
7	児童家庭課	母子父子寡婦福祉金貸付金	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定、児童福祉向上を図るための貸付制度。	ひとり親家庭の保護者	貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
8	児童家庭課	養育訪問支援事業	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、訪問による支援を実施する。	出産後間もない時期の養育者、育児ストレスや、産後うつ状態にある方等	支援員が訪問にて、育児及び家事支援、子育てに関する相談指導や養育者の心身の健康に関する相談支援等を行うことにより、心身の負担の軽減をはかる。
9	子ども未来課	ひとり親家庭認可外保育施設利用料助成事業	ひとり親家庭の待機児童が認可外保育施設を利用した場合に利用料負担を提言するための補助を行う。	児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者、他	経済的支援を行うことで、保育所入所が可能となる。保育所に入所できれば保護者や子どもの状況を把握できる機会が増えるため、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。
10	観光商工課	セーフティネット貸付認定業務	社会的、経済的環境変化等の外的要因で一時的に業績が悪化しているが、中期的には業績回復、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤を強化する融資制度において認定を行う。	左記事業者	事業がなんらかの要因により業績が悪化した場合、経営者は経済的な困難はもとより、精神的なダメージを受ける。長引くコロナ禍において疲弊している事業者は多く、事業者の経営の支援を行うことにより自殺対策に繋がる。

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
11	観光商工課	宮古島市小口資金融資事業	市内で事業を営む小規模事業者に対し、事業活動に必要な資金を融資し企業の振興を図ることを目的とする。融資の資金は市の予算の範囲内で市が指定する金融機関に預け入れ金融機関が融資金とする。	市内に事業所を有し、継続して1年以上事業を営む者等	事業がなんらかの要因により業績が悪化した場合、経営者は経済的な困難はもとより、精神的なダメージを受ける。長引くコロナ禍において疲弊している事業者は多く、事業者の経営の支援を行うことにより自殺対策に繋がる。
12	総務課	ストレスチェック事業	年に一度、職員、会計年度任用職員を対象にストレスチェックを実施する。	市役所職員	高ストレス者と判定された職員は産業医面談等を実施するなど、市民に対する職務に支障をきたすことのないようメンタル不調の予防を図る。
		カウンセリング相談	高ストレス者、休職者、生活福祉課、相談員等を対象に、カウンセリングを実施する。		
13	教育総務課	学校職員ストレスチェック	労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施し、必要な方は早期にカウンセリング相談へ繋ぐことでメンタル不調の未然防止を図る。	学校職員	ストレスチェック結果を活用することで、児童、生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）を実施できる。
		教育委員会カウンセリング事業			

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
14	宮古労働基準監督署	地区労働衛生大会	労働衛生週間の準備期間に、災防団体（沖縄県労働基準協会宮古支部、建設業労働災害防止協会宮古分会、港湾荷役労働災害防止協会宮古支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮古分会）が労働衛生管理推進大会を開催する。	災防団体に所属する 経営者・労働者	本大会にて、自殺予防やメンタルヘルス対策に関するリーフレットを配布する。
15	宮古教育事務所 学校教育課	小中生徒指導主任研修会	管内の生徒指導上の現状と課題、生徒指導体制（校内・校外組織）の充実、不登校、問題行動等の未然防止と早期発見（対応）を目的とした研修会を開催する。	各学校生徒指導主任等	魅力ある学校づくり、いじめ定義の確認、いじめの見逃しゼロに向けた取組。各関係機関の紹介をすることで担当者、事業内容等の共有化が図れる。
16	宮古教育事務所	教育相談担当者研修会	教育相談担当・教育相談員の実践発表、教育相談に関する講話と演習を行う。	教育相談担当者	各関係機関の紹介をすることで担当者、事業内容等の共有化が図れる。
17	宮古教育事務所	小・中学校校長研修会	管内学校教育の現状と課題管内教育行政の努力事項、県教育施策の説明を行う。	各小中学校校長	諸問題についての情報共有、意見交換、連携強化が図れる。

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
18	宮古教育事務所	小・中学校教頭研修会	管内学校教育の現状と課題管内教育行政の努力事項、県教育施策の説明を行う。	各小中学校教頭	諸問題についての情報共有、意見交換、連携強化が図れる。
19	宮古教育事務所	初任者研修会	初任者の全ての教員を対象に、服務・生徒指導・学習指導等について研修を行い、教員の職責にふさわしい資質能力及び学校における指導力向上を図る。	初任者	メンタルヘルスに関する知識の習得、教職員の服務及び福利厚生に繋がる。
20	宮古教育事務所 学校教育課	生徒指導（児童会・生徒会）担当者研修会	児童会担当、生徒会担当が一堂に会し、これまでの児童、生徒の自治的活動の取組を共有するとともに、「魅力ある学校づくり」について小中連携の視点での研修を行う。	各小中学校児童会・生徒会担当及び生徒指導主任等	魅力ある学校づくり、支持的風土づくり（安心・所属・承認・自立）の確認や居場所作りに繋がる。
21	宮古教育事務所	中堅教諭等資質向上研修	すべての中堅教員を対象に、服務・生徒指導・学習指導等について研修を行い、教員の職責にふさわしい資質能力及び学校における指導力の向上を図る。	10年経験者等	メンタルヘルスに関する知識の習得、教職員の服務及び福利厚生に繋がる。 児童、生徒等の相談支援技法等の習得に繋がる。

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
22	宮古教育事務所	不登校対策重点校支援訪問	問題行動や家庭環境等に起因する不登校等の改善や未然防止のために学校を訪問し支援を図る。	各小中学校	魅力ある学校づくり、支持的風土づくり（安心・所属・承認・自立）の確認や居場所作りに繋がる。
23	宮古教育事務所 学校教育課	幼児、児童、生徒の支援に係る学校訪問	各学校における生徒指導上の諸問題や対応策について意見交換を行う。	各小中学校	各関係機関の紹介をすることで担当者、事業内容等の共有化が図れる。 学校いじめ防止基本方針の確認に繋がる。
24	宮古教育事務所	宮古地区教育相談員等連絡協議会	管内における教育相談体制の充実を図るため、各関係機関の教育相談員等が相互に情報交換をする。	地区教育相談担当者等	各関係機関の紹介をすることで担当者、事業内容等の共有化が図れる。
25	宮古教育事務所	SSW等連絡協議会	学校・教職員及び児童、生徒、保護者へ適切な支援をするための情報交換、意見交換、支援方法等の確認及び会員相互の資質向上を図る。	SSW等	魅力ある学校づくり、支持的風土づくり（安心・所属・承認・自立）の確認や居場所作りに繋がる。 各関係機関の紹介をすることで担当者、事業内容等の共有化が図れる。

番号	担当部署	事業名	事業概要	対象	自殺対策の視点
26	宮古島市社会福祉協議会	自治会サポート助成事業	<p>地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組む自治会に対し助成を行う。</p> <p>地域住民が集う場へ出向き、福祉の情報発信や地域の現状把握等を行う。</p>	各自治会	<p>社協職員と地域が繋がりを持てる事業で、直接地域住民へ福祉に関する情報を提供しています。その中で自殺対策に関する情報提供をすることにより、身近な地域で気になる方の早期発見と、少しでも早く相談窓口で紹介されることで、未然防止に繋がることが期待される。</p>
27	宮古島市社会福祉協議会	子育て応援事業	<p>市内の子育てに励む保護者が安心して子育てができるよう、子育てに必要な情報提供や関係機関との繋がりを持ちやすくすることを目的の一環として希望する家庭へ赤ちゃんのオムツを支給する。</p>	子育てに励む保護者	<p>オムツ支給時に様々な情報提供を行う中で、産後うつの方や新米パパ・ママは特にですが、これまでの暮らしが一変することから、自殺対策に関する情報提供も入れることで、未然防止に繋がることが期待される。</p>

第4章 自殺対策の推進体制

1 宮古島市自殺対策行動計画策定委員会

【1 宮古島市自殺対策行動計画策定委員会】

宮古島市自殺対策行動計画策定委員会規則（以下「策定委員会規則」という。）に基づき、医療・保健・福祉・教育・労働など庁内外の様々な関係機関で構成した委員会を開催し、それぞれで実施している自殺対策に関する取り組みの共有や計画の進捗状況の評価、本市の課題解決に向けた対策についての協議を行います。

また、本会議を通して関係機関が互いに連携体制を深めることで自殺対策の効果的な推進を図ります。（年1回）

【2 作業部会】

策定委員会規則に基づき、自殺対策関係部署から組織した作業部会を開催し、自殺対策の取り組みに関する各機関の事業の評価等を行い、横断的に自殺対策の推進を図ります。また、連携強化を目的に、相談担当職員等が情報交換を行えるような取り組み等も行います。（年1～2回）

2 計画の進捗管理

本計画に基づく自殺対策の各施策を推進するため、宮古島市自殺対策行動計画策定委員会において、作業部会の報告や各機関で実施している自殺対策に関する取り組みの報告、本市の課題解決のために必要な対策等を共有し、意見交換を行い、継続的な改善を図るため PDCA サイクルによる計画の進捗管理を行います。

